

平成28年9月20日

## 1 平成28年度各部定期監査指摘事項の措置状況

### 教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p><b>(1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの</b></p> <p>専務的非常勤職員の即日帰庁旅費について、運賃、定期券等による減額調整、集計、転記の誤りや記載漏れがあり、旅費の支給額に過不足が生じていたものがあった。また、委託医療機関で受診した健診旅費を人事課予算ではなく所属の予算で支出したものがあった。</p> <p>(学校運営課) (教育指導課) (生涯学習課)</p>	<p>旅行命令簿の経費内訳の計算に誤りがあった。不足分については、28年7月支給分にあわせて追給した。今後は、提出前に再度計算するなど誤りのないように処理していく。</p> <p>(学校運営課)</p> <p>旅行命令簿(検診旅費)について服務・給与事務処理に認識不足があったので、正しい事務処理について周知徹底した。今後は事務処理に注意し、単独の担当者で確認を行っていたものを、複数の担当者で確認の上処理していく。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>専務的非常勤職員の特別旅費について、転記の誤りにより支給額に不足が生じた。不足分については、28年7月支給分にあわせて追給した。今後は適切な事務処理に努めるよう課内で周知徹底した。</p> <p>(生涯学習課)</p>

平成28年9月20日

## 1 平成28年度各部定期監査指摘事項の措置状況

### 教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p><b>(2) 会計事務における事務処理を誤っていたもの</b></p> <p>ア 金銭出納員は、収納した歳入について、現金出納簿への記帳、収納金日報及び収納金収入報告書の作成をしなければならないが、科目の一部又は全部を作成していないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>	<p>歳入についての会計事務処理に認識不足があった。指摘事項について、直ちに是正し、今後は適切な事務処理を行うよう課内に周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>
<p>カ 商品券や図書カード等の金券は、効率的な使用と適切な管理が必要である。そのため、必要な都度購入することを原則とするが、やむを得ず一定期間保管した際に、管理状況の記録がなかった。</p> <p style="text-align: right;">(学校運営課) (生涯学習課)</p>	<p>金券の取り扱いにかかる事務処理についての認識不足により、区内共通商品券の受払簿が作成されていなかった。直ちに受払簿を整備し適切な管理を行うとともに、金券等取り扱いの適切な事務処理について課内に周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">(学校運営課)</p>
	<p>金券の取り扱いにかかる事務処理についての認識不足により、図書カードの受払簿が作成されていなかった。直ちに受払簿を整備し適切な管理を行うとともに、金券等取り扱いの適切な事務処理について課内に周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>

平成28年9月20日

## 1 平成28年度各部定期監査指摘事項の措置状況

### 教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>ア 契約の履行上、再委託を行う際に必要な再委託承諾の手続を行っていないもの、再委託承諾の起案処理で契約課への必要的協議を行っていないものがあった。</p> <p>(学校運営課)</p> <p>イ 目黒区契約事務規則第40条の規定に基づき、随意契約により契約しようとするときは、原則として2者以上から見積書を徴取することとされている。しかしながら、物品の購入に当たり、見積書の徴取を1者とすることができます1件当たり5万円未満の契約とし、同日や連日又は短期間に、同一業者や同種の別業者と契約を複数回行っていたものがあった。</p> <p>(学校運営課)</p>	<p>古紙再生処理委託について、再委託を行っているが、担当者の認識不足により再委託承諾の手續が漏れていた。平成28年度契約分から再委託承諾の手続きを行った。今後、適切な事務処理を行うよう徹底していく。</p> <p>(学校運営課)</p> <p>月に2回幼稚園・こども園から依頼を受け、消耗品の契約依頼を行っている。同じ物品でも業者によって価格差があることから、過去の例を参考に購入物品を単価が安い業者に振り分けて契約依頼を行ったため、結果として短期間に5万円未満の契約を複数回行うこととなった。以後は2者以上から見積書を徴取している。今後、適切な事務処理を行うよう徹底していく。</p> <p>(学校運営課)</p>

平成28年9月20日

1 平成28年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>エ 契約に当たり必要とされる仕様書を作成していないものが複数あった。</p> <p>(学校運営課)</p> <p>オ 仕様書に記載されている内容とは異なる内容が実施されていたもの、定められた書類が提出されていなかったものなど、委託業務等の管理が適切になされていないものが複数あった。また、委託契約の一部が、契約依頼の前に実施されるなど、契約依頼の時期に関しても適切でないものがあった。</p> <p>(教育指導課)</p>	<p>認識不足により、仕様書の省略が可能である契約と判断していた。以後、仕様書を添付している。また、不明な点は関係各所管へ確認し、適切な契約事務に努めていく。</p> <p>(学校運営課)</p> <p>契約事務処理に対する理解不足があつたので、各担当者へ適正な契約・財務会計事務を行うよう指導徹底した。求める履行内容を整理して仕様を見直すとともに、仕様書に則した履行を確保していく。</p> <p>(教育指導課)</p>

平成28年9月20日

## 1 平成28年度各部定期監査指摘事項の措置状況

### 教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>カ 見積書を2者から徴取する必要がある契約にもかかわらず、1者からしか徴取していないものがあった。</p> <p>(学校運営課) (生涯学習課)</p>	<p>見積書を2者から徴取していたものの、添付を失念した。以後、適正な事務処理を徹底する。</p> <p>(学校運営課)</p> <p>当初の委託契約においては、実施可能業者が他になかったため、1者からしか見積書を徴取せずに契約していた。今後は、社会状況の変化を踏まえて、契約の中身を隨時精査しながら、契約の競争性が確保できるよう、適正な契約事務処理を課内で周知徹底した。</p> <p>(生涯学習課)</p>
<p>キ 契約依頼で、同一の依頼内容で見積書を徴取すべきところ、業者ごとに異なった内容で見積書を徴取したものがあった。また、その際に徴取した見積書を複数の契約に重複して使用していたものがあった。</p> <p>(学校運営課)</p>	<p>見積書の徴取について認識が足りなかったため、同一内容で見積書を取るべきところを、業者ごとに異なった内容で見積書を徴取してしまった。以後、指摘のとおり同じ条件で見積書を徴取している。今後、適切な事務処理を行うよう徹底する。</p> <p>(学校運営課)</p>

平成28年9月20日

1 平成28年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの ク 契約書の作成に当たり、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を付していないものがあった。 (教育指導課)	契約事務処理に対する理解不足により、契約書に特約条項を付すことが漏れてしまったので、各担当者へ適正な契約・財務会計事務を行うよう指導した。今後は、契約書作成時に係長をはじめとした複数の担当者で書類確認を行い、適正な契約事務処理に努めていく。 (教育指導課)

平成28年9月20日

1 平成28年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
(4) 印刷原稿の点検ミスにより新たな支出等を発生させたもの イ 小学校読書感想文集の印刷契約について、一部が欠落した原稿で印刷したことが納品後に判明したため、差し替えページ等の印刷を別途契約し、116,839円支出していた。 (教育指導課)	読書感想文集の印刷原稿校正作業手順を改め、一部の担当（読書感想文集担当教諭、読書感想文集担当指導主事、指導事務係担当者）で原稿校正を行っていたものを、各学校で責任を持って添削・校正することにより、原稿の欠落を防止する。さらに、全学校の担当者で校正会を行う体制へ変更し、原稿の誤りが発生しないようにする。 (教育指導課)

平成28年9月20日

1 平成28年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(5) 事業の実施手続及び実施結果の検証を適正に行うべきもの</p> <p>伝統芸能技能保持者派遣事業は全ての小学校で実施されているが、実施に当たり小学校長から教育指導課長宛て派遣申請書を提出し、実施後に実施報告書を提出することとなっている。</p> <p>しかしながら、申請書の未提出が7校、実施報告書の未提出が8校あった。このうちいずれも提出のない学校が5校あった。また、申請書及び実施報告書の收受起案がなかつた。</p> <p>(教育指導課)</p>	<p>担当者に伝統芸能技能保持者派遣事業の事務処理に認識不足があった。今後は、必要な書類により事業実施の確認・検証を確実に行うよう、適正な処理を指導した。また、今後の事務処理手順、必要な書式についても見直し、より効率的な事務処理を行えるようにしていく。</p> <p>(教育指導課)</p>

平成28年9月20日

## 1 平成28年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(6)要綱に基づく処理を誤っていたもの</p> <p>目黒区庁用車利用要綱第16条第3項の規定においては、運転者は、運転を終了したときは、事後の運転に支障がないように燃料を補給することとされている。また、同要綱第12条の規定に基づき、貸出車の使用状況について、常に明らかにしておくこととなっている。</p> <p>庁用車の適時の燃料補給については、昨年度も指摘を行ったにもかかわらず、貸出車の運転において、燃料の不足状況に応じて適時に補給しなかったため、運転中に燃料不足が生じ、所管課配車主任による立替払が行われていた。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>庁用車の燃料について、前年度も指摘があったにもかかわらず、燃料使用量の変動に対処できなかった。</p> <p>今後は自動車運転日誌の運行キロ数から燃料使用量を確認することで適切な燃料管理を行い、立替払のない適切な庁用車管理を行う。</p> <p>(生涯学習課)</p>

平成28年9月20日

## 2 平成28年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会事務局

意見・要望事項	措置状況
<p><b>(1) 共通事項</b></p> <p>オ 音楽の杜との連携・協力について 本区においても、音楽の杜による東京音楽大学の開校を新たな芸術文化の創出の好機と捉え、芸術文化、まちづくり、教育など、音楽の杜の活動と関わりがあると考えられる部局が、組織横断的に音楽の杜及び地域団体等と連携・協力を図り、「文化の香り高いまち」づくりに向けて取り組むことを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>	<p>教育機関の専門的な知識・技術の集積を活用し、区内・近隣地区の教育機関と連携講座を実施している。</p> <p>東京音楽大学の開校に伴い、例えば、音楽の杜の活動と特色を生かした連携講座などの開設により、区内が音楽に触れる機会を増やしていくことなどが考えられる。</p> <p>区関係部局との連携を図りながら、「文化の香り高いまち」づくりに向けた取組みを検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>

平成28年9月20日

## 2 平成28年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

### 教育委員会事務局

意見・要望事項	措置状況
<p><b>(2) 個別的事項</b></p> <p><b>ケ 教育委員会事務局関係</b></p> <p><b>区立中学校の統合及び区立中学校の魅力づくりについて</b></p> <p>第三中学校・第四中学校の統合による成果・課題について検証・評価しながら、南部・西部地区の区立中学校の統合の検討に活かし、統合に向けた取組を促進されたい。</p> <p>区立中学校の魅力を一層高めるため、課題解決に向けた取組を各校で推進し、教育の質の向上及び教育環境の整備等を図りながら、区立中学校への進学率の向上に向け更に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育政策課)</p> <p style="text-align: right;">(学校統合推進課)</p> <p style="text-align: right;">(教育指導課)</p>	<p>第三中学校・第四中学校の統合による成果・課題の検証については、本意見・要望に沿う形で本年度実施する予定である。具体的には、統合による生徒の変化や教育効果などを検証項目とし、大鳥中学校在校生、保護者、教員、地域関係者に対するアンケート及び校長へのヒアリングの実施により検証する。検証組織は、南部・西部地区の取組みに活かすために行うことから、既存の府内検討組織「南部・西部地区の区立中学校の適正配置に向けた検討会」とする。このような取組みにより南部・西部地区における区立中学校の統合を着実に進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(学校統合推進課)</p> <p>教育行政運営方針に掲げる重点課題を対象に毎年度実施している事務の点検・評価については、その結果を踏まえ、引き続き課題の改善や学校で行うべきものを含めた着実な実施に努める。</p> <p>区立中学校の在籍率向上に向けた魅力づくりについては、26年10月に区立小学校6年生の保護者を対象に実施した「中学校への進路に関する意識調査」の集計結果などを踏まえ、めぐろ学校教育プラン推進委員会で区立中学校の在籍率向上に向けた魅力ある中学校づくりの内部検討の基礎資料を27年度にまとめ</p>

た。各課における具体的な事業化検討等に活用することとしており、合同校（園）長会でも配布して共通認識を図った。

この資料も活用しながら、事務局各課、学校が連携・協力して区立中学校の魅力づくりと、魅力の発信に努めていく。

（教育政策課、教育指導課）